

平成30年度第4回隠岐の島町農業委員会総会議事録

平成30年7月31日（火）午後1時30分から午後2時20分まで、隠岐の島町役場2階第1会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	井澤 健	2番	齋藤 律子	3番	佐々木 眞憲	4番	谷川 トシ子	5番	藤野 裕之	6番	村上 淳一
7番	村上 義成	8番	八幡 幸春								

最適化推進委員出席者 宇野 等 村上 静夫

2. 欠席委員

8番	八幡 幸春
----	-------

3. 事務局出席者

事務局長 藤川 芳人 事務局 茶山 宏 坂口 武 池田 光寿

4. 提出議案

1. 委員着席
2. 開会宣告 委員 8名中7名出席
3. 会長あいさつ
4. 議事録署名委員の指名 (1番 井澤 健 委員) (2番 齋藤 律子 委員)
5. 会期決定平成30年7月31日 本日限り
6. 報告 1号 相続による農地取得届けについて (1件)
7. 議 第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
8. 議 第 2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (3件)
9. 議 第 3号 農地利用集積計画の決定について (12件)
10. その他
11. 閉会宣言

5. 議事内容

事務局： 只今から平成30年度第4回隠岐の島町農業委員会総会を開催いたします。

日程2の開会宣言ですが、本日は8名中7名の出席となっておりますので、この会は成立となります。

続きまして、日程3の会長挨拶をお願いします。

議長： 本日は暑い中、お忙しいところをご出席いただきありがとうございます。

連日、暑い日が続いておりますが、先般は西日本を中心に大きな災害が発生し、多くの尊い命が失われ、

また今なお不明者がおられるという悲惨な災害が発生いたしました。中には隠岐出身の被災された方もおられる

かもしれません。そうした被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに一日も早く復興されることをお祈り申し上げます。

また、先日の台風12号を心配しておりましたが、隠岐の島町においては被害もなく安堵しているところです。

今年の天候は先の豪雨以降大変な暑さに見舞われ、畑作の農産物は水不足による被害も出ているかと思えます。

今後の天候が回復し、秋の収穫期を期待したいものです。それから、6月29日に県農業会議の総会がありまして、副町長と出席しました。

今年は役員の変更がありまして、会長には引き続き益田市農業委員会の三浦満氏、副会長には奥出雲町の藤原一利氏、同じく副会長

にはJA島根中央副会長の石川寿樹氏がそれぞれ選任されました。また、理事として東部地区代表からは西ノ島町の堀川栄一氏がそれぞれ

選任されました。その他議案につきましては決算・予算、定款変更など通常の総会提案事案でありまして原案どおり承認・可決されました。

さて、本日の議案についてはご案内のとおりですので十分ご審議いただくようお願い申し上げます。

本日の議事録署名は1番の井澤委員、2番の齋藤委員にお願いしたいと思います。

会期につきましては本日限りということでお願いいたします。

続いて日程6、報告1号「相続による農地取得届けについて」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： <報告1号について説明>

議長： 只今の案件について、何か質問等はございませんか。

全委員： <質問、意見なし>

議長： それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： 全員挙手<全委員賛成>

議長： それでは、報告1号については以上となります。

続いて日程7、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

この案件は私に関係するものですので、農業委員会法第31条の規定により審議終了までの間、一時退席をいたします。

その間の進行は村上義成職務代理者にお任せいたします。

<議長退室>

職務代理者： それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局： <議第1号について説明>

職務代理者： 只今の案件について、何か質問等はありませんか。

全委員： <質問、意見なし>

職務代理者： それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： 全員挙手<全委員賛成>

職務代理者： それでは、議長の退席をときます。

<議長入室>

議長： 続いて日程8、議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」3件ありますので、事務局の説明をお願いします。

事務局： <議第2号1番について説明>

議長： 只今の案件について、何か質問等はありませんか。

全委員： <質問、意見なし>

議長： それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： 全員挙手<全委員賛成>

議長： 次の案件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局： <議第2号2番について説明>

議長： 只今の案件について、何か質問等はありませんか。

全委員： <質問、意見なし>

議長： それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員 : 全員挙手<全委員賛成>

議 長 : 次の案件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 : <議第2号3番について説明>

議 長 : 只今の案件について、何か質問等はありませんか。

全 委 員 : <質問、意見なし>

議 長 : それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員 : 全員挙手<全委員賛成>

議 長 : 続いて日程9、議第3号「農地利用集積計画の決定について」12件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 : <議第3号について説明>

議 長 : 只今の案件について、何か質問等はありませんか。

全 委 員 : <質問、意見なし>

議 長 : それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員 : 全員挙手<全委員賛成>

議 長 : 議案については以上となりますが、その他、何かありませんか。

農業新聞の購読について、先般行われた島根県農業会議の総会にて、隠岐の島町農業委員会の新聞購読数が他の自治体に比べて少ない

ことが分かりました。我々の任期中には、農業委員会の皆様にぜひご購読のお願いをしたいと思います。

私からは以上となりますが、その他、何かありませんか。

事 務 局 : 前回保留とした5条の案件についてですが、隣接する土地の方にも話をしてあるということが確認できました。

本来、この案件は農地法上での制約はなく、農業員会としては許可を出すものであります。しかし、問題が発生する懸念がありました

ので、助言という形で対応をお願いする一文を添えて、文書を発送しようと思っております。

今後も同様の案件が出てきた場合には、農業委員会としての指導・助言を行ってまいります。

この案件に関しては、この報告をもちまして申請者に許可証を交付するものとしたします。

議 長 : その他、何かありませんか。

事 務 局 : 前回確認が必要とされた4条の案件についてですが、資材は業者の方で再生利用されたものであることを確認しましたので、

許可証を交付させていただきました。

議長：その他、何かございませんか。

全委員：〈特になし〉

以上で本日の農業委員会総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(以下余白)

以上の通り会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年7月31日 (総会閉会 14時20分)

隠岐の島町農業委員会会長

隠岐の島町農業委員会委員

隠岐の島町農業委員会委員
